

第二節〈史料編〉1

古代史の基本文献



基本文献史料の所在と解説 古代史を研究するためには、文献史料にもとづく方法と、考古資料にもとづくものと、大きくふたつあります。

先史時代・原始時代の研究は、考古学や人類学によるしかありませんが、文献の記録が存在する歴史時代においても寺院跡、官衙跡、集落、古墳などを対象に考古学による説明が有効であり、それらは歴史考古学と呼ばれます。

近年では歴史考古学は古代史のみならず、中世史、近世史、近代史等においても戦跡考古学・産業考古学などとして、歴史の解明に大きな役割を果たしています。考古学的な遺跡・遺物の研究は、遺跡の立地環境、層位の確認、遺物の型式、編年、類例の出土例の収集など、発掘調査報告書の精査と遺物等の実見によってデータを積み重ね、歴史を復元していきます。

ここでは、もうひとつの方法である、文献史料にもとづいて古代史を研究する場合の代表的な史料の紹介と使い方、史料の所在について解説します。

『尼崎市史』第四卷（古代・中世史料編）に収められた平安時代までの編年史料（時期・時代順に収集された史料）には、貴族の日記や貴族・寺院などに所蔵された古文書・古記録などがありますが、史料の所蔵・伝来のあり方が中世史料と共通しますので、それらの解説は中世の史料編に譲ります。

尼崎の古代史料 市史史料編では、『古事記』『日本書紀』『続日本紀』『日本後紀』などのほか、『類聚三代格』『延喜式』などの法制史料、さらに『万葉集』などから、古代の尼崎に関係のある記事や、尼崎に居住していた古代氏族が登場している記事などを収集しています。ほかに摂津国衙に関わる史料、東大寺など

の寺院史料、寺社の縁起などがあります。

『古事記』は奈良時代に勅命によって編さんされた神話・伝承をまとめた書物ですし、『日本書紀』以下は六国史と呼ばれる朝廷によって編さんされた正史です。古代の尼崎に関わる国衙や寺社関係の文書のうち、地元伝来された文書はほとんどなく、それらは東大寺など中央の寺社に保存・伝来された史料であり、その代表的なものが正倉院文書です。

古代史の基本史料は、正倉院文書も含めて刊本として刊行されています。もちろん古代史の史料も永い歴史のなかで原本・写本として伝わってきたものであり、中世・近世から研究されてきた『日本書紀』などにおいてはその写本も膨大で、写本の系統についての知識（書誌学といいます）も必要となります。以下に紹介する刊本には、そうした写本の諸系統や写本間の異同に関する情報が凡例・校訂・解説のかたちで記されていますので、古代史の史料をみる際にはまず刊本にあたるのが良いでしょう。

尼崎の古代史の史料を集めた市史第四巻にも、出典となる刊本が記載されています。

『古事記』 和銅四年（七一〇）、元明天皇の命により編さんされ、翌年（七二〇）に献上されました。

序文によれば天武天皇の時代に諸氏族間の伝承・記録を集める作業が神田阿礼によって始められたが中断し、元明天皇の時代になって太安万侶によって筆録・完成されたとあります。この序文の解釈をめぐっては諸説あり、『古事記』偽書説も一部に存在しますが、口承の時代から文字によって筆録される時代への過渡期をどう理解するかが鍵となるでしょう。『日本書紀』と並んで古代史の基本史料であることに変わりはありません。

ません。

三巻からなり、上巻が神代の物語、いわゆる神話の部分であり、中巻が伝承的な天皇の歴史、下巻は仁徳天皇から推古天皇をもって終わります。神話・物語と、神々の系譜・天皇の系譜的記事からなります。尼崎地域に直接関わる神話・物語はありませんが、神々・皇族のなかに尼崎と関わる名前が登場します。

『古事記』のテキストとしては、平明な文庫本が何種類もありますが、註釈・校訂がしっかりしているものとしては、日本古典文学大系（岩波書店、一九五八）、日本思想大系（岩波書店、一九八二）、新編日本古典文学全集（小学館、一九九七）に『古事記』の一卷があり、笠間書院に『古事記注解』（一九九三〜一九九七）のシリーズがあります。新編日本古典文学全集本には口語訳もついています。

六国史 『日本書紀』に始まり、『日本三代実録』にいたる勅撰の正史を、六国史といっています。

『日本書紀』は神代から持統十一年（六九七）、『続日本紀』は文武元年（六九七）から延暦十一年（七九二）、『日本後紀』は延暦十一年（七九二）から天長十一年（八三三）、『続日本後紀』は天長十一年から嘉祥二年（八五〇）、『日本文徳天皇実録』は嘉祥三年から天安二年（八五八）、『日本三代実録』が天安二年から仁和三年（八八七）を所載します。しかし、『日本後紀』のように、今日伝わる写本に欠落を含むものがあります。

六国史全体のテキストとしては新訂増補国史大系（吉川弘文館、一九五二・一九五三）があります。なお六国史を項目ごとに編さんしたものに、菅原道真による『類聚国史』があり、六国史の欠落を補えるとともに、テーマによって記事を集めるのにも至便です。新訂増

補国史大系に入っています。

『日本書紀』は最も研究蓄積が厚く、律令制以前の古代史研究の基本史料です。神代巻および伝承的な天皇の歴史の巻は実録的な史料とはいえず、読むには史料操作の方法を学ばなければなりません。天武天皇の巻（壬申の乱を描く二八巻と天武の治世二九巻からなる）と持統天皇の巻については、ほぼ実録的な編年史料として扱えます。戦後の『日本書紀』に関する研究成果を盛り込んだ、日本古典文学大系『日本書紀』上・下（岩波書店、一九六五・一九六七）は必携です。

『続日本紀』は、実録的な編年史料として、奈良時代の基本史料です。政治史・制度史的な内容が豊富であり、研究の進展を反映して註釈も充実しています。林陸朗『完訳注釈続日本紀』一〜七（現代思潮社、一九八五〜一九八九）のほか、新日本古典文学大系『続日本紀』一〜五（岩波書店、一九八九〜一九九八）が精細です。

『日本後紀』以降については、奈良時代と日記・儀式書などにもとづく研究が進展している撰関政治期のはざまにあつて九世紀の研究が比較的遅れていたことから、戦前の『校訂標注六国史』（朝日新聞社、一九二九）を除いて注釈書があまり出ていませんでした。近年『訳注日本史料 日本後紀』（集英社、二〇〇三）が刊行され、欠落した巻の復元も含めて充実した註釈が出されています。

その他の古代史料―法制史料・大日本古文书・平安遺文 古代国家は律令法を完備した中央集権国家であり、法制史料が残っています。養老律令の基本テキストには、日本思想大系『律令』（岩波書店、一九七六）があります。

律令法の追加法令・単行法令は格といい、官庁ごとの施行細則は式といっています。『類聚三代格』は弘仁・貞観・延喜年間に集成された格の基本史料であり、『延喜式』は式文の集成です。ともに新訂増補国史大系に入っています。「延喜式」所載の神名帳は官社（神祇官登録の公的神社）のリストであり、現尼崎市内にあつたと考えられる伊佐具神社の名がみえます。東大寺の正倉院に伝来された奈良時代の文書群が正倉院文書です。その中には、東大寺の写経所で反故紙として利用された、戸籍・計帳・正税帳など国衙で作成され中央官庁に伝達された当時の公文書が含まれます。正倉院以外の東大寺関係の文書群とともに、これらは『大日本古文书』編年文書・家わけ東大寺文書（東京大学出版会）として刊行されています。現市内域内に居住した東大寺の奴婢や、摂津国内に土地を領有した法隆寺の資財目録などがあります。

それ以外に、天応元年（七八一）から元暦二年（一一八五）までの古代の古文书は、『平安遺文』（東京堂出版）に収められています。尼崎・摂津関係では、摂津国司の行政報告書である摂津国租帳・大計帳案・出挙帳案・調帳案があります。形骸化した帳簿のようですが、川辺郡内の水田の種類・面積、神戸の所在がわかります。

なお、『平安遺文』『鎌倉遺文』は東京大学史料編纂所のウェブサイトでフルテキストデータベースが公開されており、文字検索により該当箇所を文字データでみるすることができます。

（執筆者）高橋 明裕

第Ⅱ節〈史料編〉 2

古代史料の特質
— 使い方と留意点 —



出土文字資料 猪名庄遺跡の奈良時代後期遺構から出土した墨書土器（尼崎市教育委員会提供写真）

ここでは尼崎に関する古代史の史料を特質ごとにわけて、史料の使い方と留意点について解説します。

伝承史料 『古事記』『日本書紀』（以下、記紀）の非実録的な巻や『住吉大社神代記』などは、歴史の事実そのものを書き表した実録的な史料ではなく、神話・伝承を記した伝承史料です。実録的な史料も含めて、すべての文献史料に対しては、形状や伝来の側面から検討する外在的史料批判と、書かれている内容そのものに齟齬や矛盾、ねつ造の可能性がないかを検討する内在的史料批判が必要ですが、伝承史料はとりわけ記述内容をそのまま歴史の事実として受け取るのではなく、その文献がいつ何の目的で記された可能性があるのか、伝承の性格、伝承内容の諸要素、モティーフの抽出、背景にある事実関係の考察などが求められます。

例えば『日本書紀』応神天皇三一年八月条に、「五百籠の塩が獲れたのでこれを基に朝廷の船五百隻を造り、武庫水門に停泊させていたところ、倭国に使いに來ていた新羅の使者の宿舎から失火し、朝廷の船がすべて焼き落ちてしまった。驚いた新羅王は贖罪として優れた工匠を倭国に献上した。それが猪名部の始祖である」という記事が載っており、最後に塩焼きに関する歌謡が添えられています。「古事記」の仁徳天皇の段の別の記事にも、これと全く同じ歌謡が載っており、このことから話の内容と歌謡は元々は関係がなく、記紀がそれぞれの記事に歌謡を挿入したものであると判断できます。

この例は典型的な伝承史料であり、尼崎と関わりが深い猪名部を理解するための基本史料です。ではこの記事の伝承としての性格、伝承内容の諸要素・モティーフ、背後にある歴史的事実をどのように読み解くこと↓真人、臣↓朝臣、連↓宿禰、直↓忌寸へと、この時点で新体制に抜擢された支配者たちは旧カバネを新カバネに変更されます。これにより、律令体制のもとでは、天皇の官僚ないし公民である標準として、氏名＋カバネからなる律令的な姓を名乗るようになります。たとえば「藤原朝臣不比等」は「藤原」が氏名、「朝臣」はカバネ、「不比等」が個人名であり、天皇から与えられる姓（藤原朝臣）が、藤原一族に所属する彼の地位を示しています。この段階で、君、臣、連などの旧姓を名乗る者は、氏の本宗からみて傍系であるか、地方氏族であることを示します。

民衆も、戸籍に編附される際に姓と名を付せられ、「蘇我部」「藤原部」などの部姓をつけられました。「蘇我部」を名乗る民衆がその地に居住しているのなら、その人物の祖先がかつて部民などとして蘇我氏の配下にあったか、その地にかつて蘇我氏の勢力が及んでいたことを推測させます。地方に居住する庶人がカバネを称する場合、一般の部姓の民衆よりは階層的に上位である可能性があります。なお奴婢は姓をもちません。

その地域に氏や部民の痕跡を伝える人名史料が存在した場合、その氏・部がどのような存在なのか、『古事記』や六国史のなかから氏や部の性格を探り出し、その地域にそった氏や部が存在した意味を考察する必要があります。氏同士は伝承上の祖先・祖先神を戴き、系譜を共有しあって同祖同族関係を形成しています。記紀にも系譜の共有関係が記されていますし、九世紀初頭の氏族志『新撰姓氏録』には、畿内の一、一八二氏の出自が載せられています。こうした系譜の共有関係は、多くの場合、実際の血縁親族が枝分かれ

ができるでしょうか。

まずこの記事は伝承ですから、応神天皇の治世のできごとと伝えていますが、これを歴史的事実としてそのまま受け取ることはできません。伝承で彩られる歴代天皇の各巻は、英雄的な天皇や恋多き天皇、人徳あふれる天皇など巻ごとに性格があります。これは記紀の全体の構成、記紀が構想する観念的な王権の「歴史」のなかで定義付けられるもので、記紀研究が明らかにしてきたことです。応神天皇は記紀において王仁博士の渡来や東漢氏の渡来を伝えるなど、「三韓征伐」により朝鮮半島を従え、また天皇の徳を慕って渡来人の始祖が日本に「帰化」した治世と位置付けられています。この記事の性格としては、『日本書紀』における氏族伝承、その氏族が天皇へどのように仕えてきたかの由来を語る奉事根源譚であると規定できます。この記事は猪名部氏にとっての氏族伝承であり、この一族が渡来系の一族であることは事実として認めて良いと思われます。それゆえ、応神天皇の治世に位置付けられているのです。

氏族伝承の内容は、天皇との関わりが確認されることに重点があるので、この記事のように失火・贖罪のような不名誉なものであったり、失敗談であったりしても本質には関係なく、新羅使の失火によって朝廷の船が全焼したという点は荒唐無稽であるといえます。しかし、歌謡とあわせてこの記事から読み取れるモティーフは、海洋・港湾・船舶の要素であるといえます。塩焼き・製塩は海岸で行なわれるうえ、一説には塩は船の進水の儀式に用いられるともされます。これらから、武庫水門や猪名部氏ゆかりの猪名川河口が天然の港湾であり、王権の港湾基地であったこと、それ

していったのではなく、非血族集団が、職掌や観念的な系譜の共有によって擬制的な同祖同族関係を構築していったものと考えられます。また、利害によって系譜の共有関係を変更し、他の祖先や系譜を仮冒することも行なわれますので注意が必要です。

こうした人名史料の分析には、人名索引や人名辞典を利用します。新訂増補国史大系の六国史には索引があり、人名索引もあります。『日本古代人名辞典』第一〜七巻（吉川弘文館 一九五八〜一九七七）は、天応年間までの古代人名を網羅し、出典・内容を知ることができ有益です。

古代景観の復元 古代の尼崎市域がどのような土地であり、そこで人々がどのような生活をしてきたか、地形や集落・生業の様子を景観的に明らかにすることも、歴史研究のうえで有効な方法です。古代景観を復元するために利用できるものとして地図・微地形図などがありますが、これらの活用・作成方法については本書第Ⅲ部第一章「尼崎の地理・地形」で扱い、荘園絵図については後述します。ここでは、記紀などの文献史料や『万葉集』を、景観復元の史料として活用する方法について解説します。

文献史料から景観を復元する手がかりを得るためには、一般的に景観に関連する語彙や行為・動作に注目することです。狩猟・漁猟などの行為・動作が描かれていれば、山野河海の景観につながります。

ここでは『万葉集』の歌を例に挙げましょう。

【万葉集一一四〇】

しなが鳥 猪名野を来れば 有間山
夕霧たちぬ 宿りはなくて
（一本に云ふ、猪名の浦廻を漕ぎ来れば）

ゆえ渡来系の木工・造船技術者である猪名部集団がこの地域に移住・配置されたことを、伝承の背景にある事実の核として引き出すことができるのです。

伝承史料を扱ううえで、このような史料批判・検討を経たうえで、歴史的事実を慎重に抽出しなければなりません。

人名史料 古代史を研究するうえで、氏族（氏）の分布状況を調べることは、有益な研究方法です。戸籍・計帳、貢納物の付札・銘文などには国一郡一里などの所屬（本貫地）と人名が記載されており、どのような所屬関係の人物がどこに居住していたかがわかります。所屬としては本貫地のほか、奴婢のように寺院や官庁に所屬する者もいます。

その人物の氏名とカバネ（姓）から、元々の出身や支配関係を推測することができます。氏名は、五世紀頃より成立したと考えられる擬制的な同祖同族集団である氏の集団の名称です。大和王権のなかで上位の地位をしめる氏の構成員は、その出自や朝廷内の職掌に応じて、臣、連、君、直などのカバネ（姓）を氏名に付加して名乗るようになります。カバネには、大和王権を支えた葛城氏、蘇我氏など大和地方各地の出身地名を名乗る氏はカバネ臣を、朝廷内の職掌を分掌し、各種の部（品部）を統率する地位である伴造の氏はカバネ連を、地方官の一種として各地に任命された国造の系統の地方氏族などはカバネ直を、王族や有力な地方豪族はカバネ君を名乗るとされ、これらは律令制が形成される以前の大和王権の構成を反映しています。

律令制の形成とともに、官僚制と戸籍が整備されます。天武二年（六八四）には八色の姓が制定され、君



旧有馬道沿いに東リ(株)が設ける「猪名の笹原」モニュメント (伊丹市東有岡)

「しなが鳥」は猪名川・猪名野などにかかる枕詞で、後の神楽歌などにも使われます。「猪名野」とありますから、伊丹台地と猪名川氾濫原の野の景観を読み取ることが出来ます。別本が伝える「浦廻」とは、海岸沿いの段丘の崖下に干潮時にだけ通行できる砂州ができており、干潟と干潟の間に水溜り(「なごり」)ができていることを意味し、干潟の景観を示すものです。

干潟地形には二種類あり、水鳥が集まる泥状の干潟と、砂州列の間に水域ができているラグーン(潟湖)です。猪名川・武庫川河口域は「猪名湊」「武庫水門」と呼ばれました。それは、干潟地形の一種であるラグーンが、船の係留に適した天然の良港となったことを示しています。万葉歌などにしばしばみえる、「浦廻」「浦」「潮干の潟」などの干潟や湊の景観に関する語彙に着目することによって、古代景観の復元に資することができるわけです。

にはあまり意味がないともいえるわけです。

とはいえ、古代の郡郷の名称を知ることができる史料としては、一〇世紀前半に「源順」によって成立した分類体百科辞典である『倭名類聚抄』(『和名抄』)の郡郷部があります。同書には一〇巻本と二〇巻本があり、二〇巻本にのみ郡郷部があります。写本によって郷の名称に異同があるとともに、後者の「高山寺本」は源順の時代にさかのぼる写本と考えられ、掲載されている郡郷の名称は九世紀末から一〇世紀初頭の郡郷名であることが研究によって指摘されています。これらをつまえて、『和名抄』の郡郷名を知る参考文献として池邊彌『和名類聚抄郡里驛名考證』(吉川弘文館一九八二)がありますが、その後にも名古屋市博物館本『和名抄』が発見されています。

それによれば、川辺郡には雄家郷、山本郷、為奈郷、郡家郷、楊津郷、余戸郷、大神郷、雄上郷が属したことになります。しかし市域には、天平年間に坂合郷が存在したことが知られており、坂合郷は『和名抄』が伝える郡郷からは消えていることとなります。

さらに一〇世紀は、古代的な郡郷から中世的な郡郷への過渡期であることも重要です。地域では古代的な郡郷が解体し、郷レベルの「郡」や荘園、国衙領である保、別名などの単位を核に村落が自立し始めます。古代から中世にかけての地域社会をとらえるためには『和名抄』にのみ頼るのではなく、荘園や国衙の徴税関係の史料など、さまざまな地域に則した史料を駆使する必要があります。例えば摂津国には、一〇世紀頃の国衙の徴税文書の雛形と考えられる「摂津国租帳」があり、各郡の丁数・田数などの参考になります。

古代の地域史料の所在を知るために活用できるの

ただ、注意点があります。万葉歌に詠まれた景観・地名は、やがて定型化して歌に詠み込まれるようになります。いわゆる歌枕です。猪名川の景観では「猪名野」「猪名の笹原」「猪名の伏原」などが歌枕となっており、これらの地名を詠み込むことは、「猪名野」といえば荒涼寂寥とした情景・歌意であるというように、歌の修辞・技巧としてルール化してしまっているのです。ですから歌枕として詠まれるのは実景ではなく、作者が見た景観ではないのです。

歌枕は、権威的な歌人が歌字書に取りあげることによって定型化します。おおむね『古今集』以降の歌は、実景を詠んだものではないと考えるべきです。逆に、『万葉集』や記紀に採録されている歌謡は、景観復元の史料となり得るといえることができます。

古代の国郡里(郷)制 律令体制の構築によって、朝廷の支配領域は、五畿七道の中央集権的な地方支配体制に編制されていきます(首都圏に相当する畿内は、はじめ大和・河内・山背・摂津でしたが、河内から和泉が分立し五畿内となります)。七道は、中央と地方を結び計画道路である官道に沿う行政区画であり、道ごとに臨時の巡察使などが派遣されることはあっても、恒常的な行政機構はもいません。

地方行政機構・行政区画としては、国が最大の単位となります。それ以前は、吉備、大宰府などの軍管区的な広域行政機構が先行的に施行され、その下に各地に評が設置されていきました。大化期の一斉評制施行説が有力ですが、段階的施行説もあります。六八〇年前後に律令制の国が置かれ、国一評一五〇戸(後に「里制となる」)制が施行され、大宝元年(七〇二)の大宝律令施行によって国一郡一里制となりました。

が、前掲の『和名類聚抄郡里驛名考證』のほか、地名辞典です。『角川日本地名大辞典』28「兵庫県」(角川書店、一九八八)、『日本歴史地名大系』第二九巻「兵庫県の地名」I(平凡社、一九九九)などがあります。

荘園図と条里 古代の地域史復元に資する視覚資料であるとともに、荘園関係史料でもあるものに荘園図があります。尼崎に関連する荘園図としては「摂津職河辺郡猪名所地図」(本書第一部掲載)があり、現物は市教育委員会が所蔵しています。荘園史料としては、『大日本古文書』家わけ第一八東大寺文書之四(東京大学、一九六六)に収められています。荘園図には、荘園の伝来や領有者・土地面積を書き上げ、荘園の収取関係史料として作成・伝来されてきたという側面と、絵画・図の表現方法、現地の景観との関わりなど視覚資料としての側面があります。

荘園図の鮮明な写真図版を掲載した史料集としては、東京大学史料編纂所編『日本荘園絵図聚影』一、五(東京大学出版会、一九八八〜二〇〇二。四)に「猪名所地図」掲載、『日本古代荘園図』(東京大学出版会、一九九六)があります。

荘園図には多くの場合、条里の界線が描かれたり、坪付けが記載されています。条里(制)とは古代の土地の区画表示法で、一町(約一〇九メートル)四方の方格を「坪」といい、その方格縦横六×六の三六個分の大きい方格を「里」として、この南北方向、東西方向の列を一条、二条、三条…、あるいは一里、二里、三里…と数えます。つまり「一条二里」というように、特定の里の所在を表示したうえで、そのなかの「第何坪」と三六個の坪をナンバリングすることによって、土地の所在を表示するのです。

国の成立とは、国衙・国司の行政機構と、領域的な行政区画が成立することを指します。郡には地方豪族が郡司に任命され、郡の領域内に里が置かれましたが、里は「五十戸を以て一里となす」という人為的な人間集団の単位であり、領域的な行政区画とは編制原理を異にします。そのため、五〇戸一里の里制と現実の集落との関わりが問題となります。

戸(郷戸)とは、一つの戸籍に編成された平均二〇名前後のおおよそ三世代、非血縁者も含む大家族であり、それが五〇戸集められてできる里は人口約千人の人的単位です。里には里長が存在しますが、戸籍の編成時や里長の交替によって里の名称が変更される事例の存在から、里の内部には実態的な生活のまとまりが二〜三程度存在した可能性があります。

制度的な変遷として、和銅八年(霊龜元、七一五)頃に国一郡一里制の里を郷と改め、その内部を二〜三の「里」(里制と区別して「サトと呼ぶ」)に分割する郷里制という制度が導入されます。その際、郷戸よりも小さい房戸という家族単位を掌握することも試みられます。郷里制は七四〇年頃までに終焉し、「里」は廃され、国一郡一郷制となつてかつての「里」は「郷」となります。

このような制度的な変化について、戸籍に載せられている郷戸そのものが実態的な家族ではなく法的な擬制(編戸)を受けていること、五〇戸をもって編成される里(後の郷)も徴兵、徴税の必要から人為的に編成されたものであり、集落や村落の実態そのものではないと理解されています。里・郷の消長はかなり頻繁にありました。古代の尼崎市域は主として摂津国川辺郡に属しますが、現在の市域がどの里(郷)にあたるかを論じることは極めて困難であるとともに、実態的

この条里にもとづく耕地の区画施行は奈良時代に部分的に始まりますが、条里プランのみ荘園図上に表現してあって、実際には耕地の区画が施されていない場合もあります。のちの時代に条里の地割が残っていたり、「一の坪」などと小字地名等に条里呼称が残っていたりすることがありますが、それがいつの時代に施行・耕作されていたかは条里呼称の存在だけでは判断できず、考古学的な調査や耕地の調査に依らなければなりません。ですから、荘園図に表現されている条里から実際の土地利用、開発の進展度合いをみるためには、現地の情報やその後の時代の文献史料と照らし合わせる必要があります。

「猪名所地図」の場合は、荘園図に荘園管理棟が記載されたほぼ同じ地点から、奈良時代の建物跡である猪名庄遺跡が出土した点で、希少な事例です。

猪名荘について地域研究史料館のレファレンスをご利用いただければ、「猪名所地図」の紹介とともに、現地に関する発掘調査報告書などもあわせて情報提供できます。荘園図を利用し、身近な地域の歴史を復元することにより、地域資源を再発見していただくことができると思います。

出土文字資料 近年、古代史においては従来の文献史料に加えて、考古学調査などによって発見される出土文字資料が増大しています。木簡、漆紙文書、土器の線刻などです。木簡は木製の札に文字を墨書したもので、荷札や物品の付札、役所の帳簿や、携行して報告・請求する際などに用いられるなど、さまざまな用途・機能がありました。関所を通るための通行許可証、過所木簡などもあります。また漆紙文書とは、漆の容器の蓋紙に反故紙を使ったところ、漆の成分によって

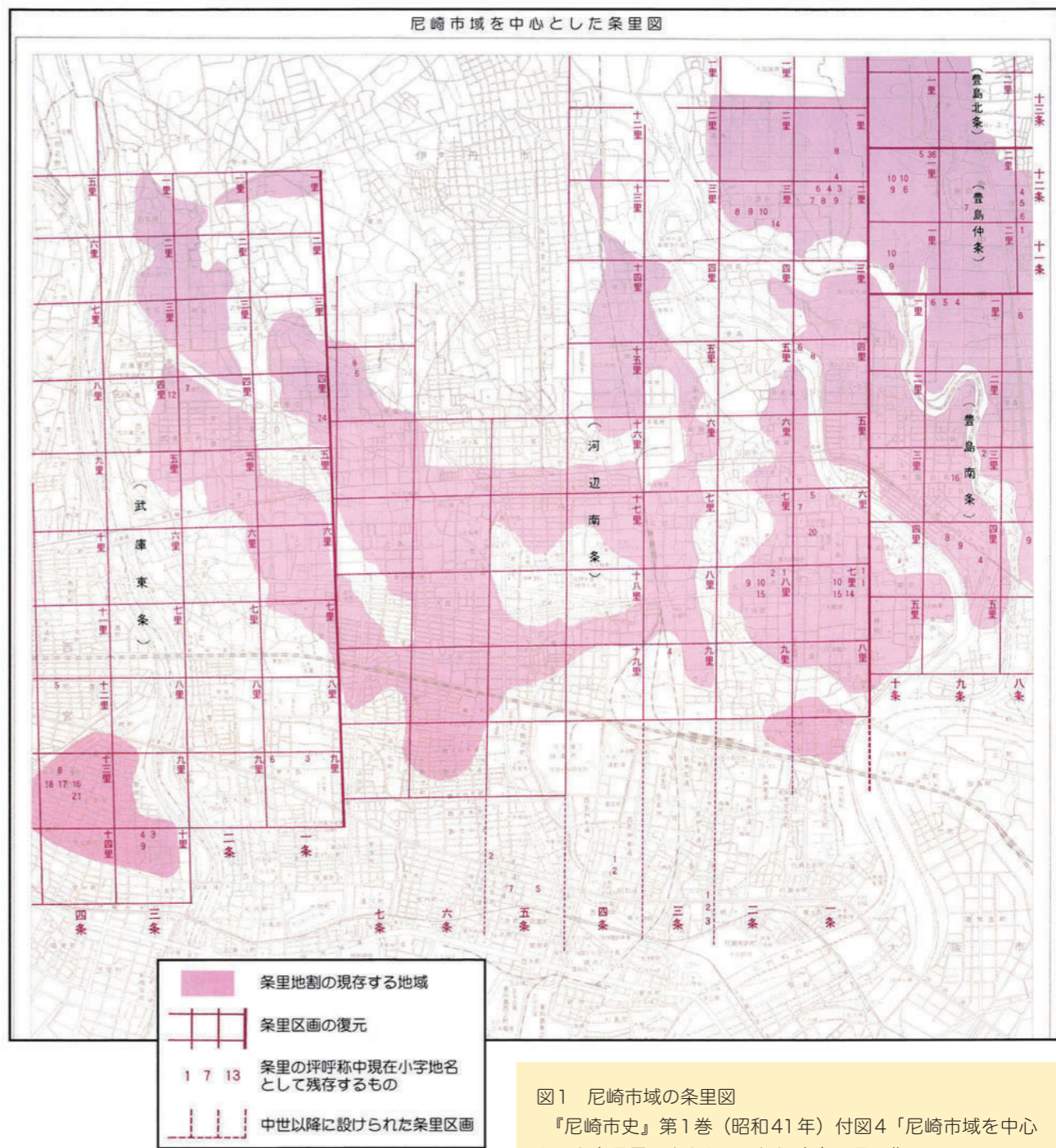


図1 尼崎市域の条里図
『尼崎市史』第1巻(昭和41年)付図4「尼崎市域を中心とした条里図」をもとに、河辺南条の里の復元についてはその後の研究成果による修正を加えて作成しました。
参考文献：八木哲浩「近世村絵図から見た摂津川辺郡条里」(『市史研究紀要たからづか』創刊号、1984・2)

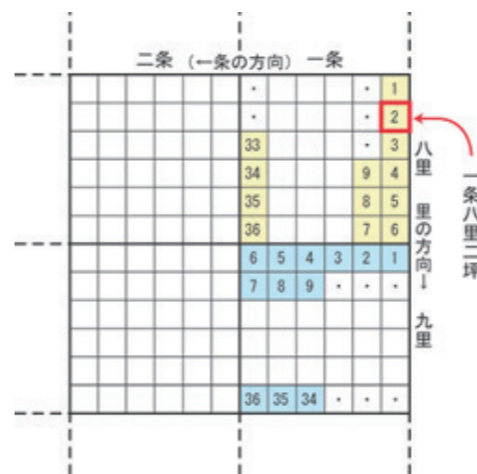


図2 条里概念図
条と里、坪を数える方向を示しました。坪の数え方は、「一条九里」に示すように右から左へ数えて右方向に折り返す数え方などもあります。
坪の面積=1町x1町=3,600歩=1町(歩)
(太閤検地以降の3,000歩=1町(歩)と異なる)

(『図説尼崎の歴史』古代編第二節2「古代村落と条里制」掲載解説図再掲)

紙が保存されたものです。

これらは多くが中央や地方の官衙で使用されたもので、木簡の場合は特定の場所に一括して廃棄されたり、用途を終えた段階で何らかの理由で発見場所に放置される形で、土中から発掘・発見されたものです。木簡の発見・研究は、平城宮・藤原宮跡から出土したものが早い時期のもので、やがて宮域跡だけでなく京内からも出土が相次ぐようになります。長屋王家木簡、二条大路木簡は、一〇万点を越える木簡が一括出土したものです。都城以外の、国衙、郡衙などの地方官衙からの木簡の出土も増加しています。



大物遺跡の平安末〜鎌倉初期の遺構から出土した木簡
同遺跡からはこのほか、扁平な石に経文を墨書した大量の経石も出土している。(尼崎市教育委員会提供写真)

漆紙文書は、漆を使用する城柵での発掘例が多く、漆塗り作業を行なう官衙や集落遺跡からの出土例もみられます。

出土文字資料の場合、たとえば尼崎市域の「為奈郷」の地名を記載した木簡が長岡京跡から出土したように、地域の人々が米を都に輸送した際の荷札が輸送先で廃棄されて残るわけです。このように、出土文字資料が地元で発見される場合は別ですが、地域に関連する出土文字資料は何らかの用途によって他所で発見されるので、地域と出土場所との関係を検討することが必要です。

出土文字資料が普通の文献史料と異なるのは、木簡については木札などの物品に文字が書かれ、考古学的に発掘されていることです。木簡の形態・形状も用途・機能・使用方法に関係しているので、文字情報だけでなく木簡の形態・形状についても研究がなされていることに留意する必要があります。また、どのような遺構からどのような状態で発掘されたかも重要であり、一括廃棄の場合、いつ頃使用された木簡で、どの時期にどのような木簡とともに廃棄されたかを検討する必要があります。漆紙文書においては、漆容器がどこにあり、どのような作業過程にあったか、反故紙はどのものであるかが、文字情報とあわせて究明される必

要があります。

木簡の情報については、奈良文化財研究所のホームページに木簡データベースがあり、木簡本文の文字情報・木簡の形式、調査報告書の出典を検索できます。調べようとする木簡が見つかったら、まずは出典となる調査報告書にあたるのがよいでしょう。

次に、文献史料が編さん物である場合、それは第二次史料として後世へ伝えようとする意図が明確であり、第一次史料の場合でも、記録を残そうとして書かれる場合が多いといえます。それに対して出土文字資料は、多くの場合記録を残そうとして伝来されたものではなく、当時実際に使用されていたものが廃棄されたか、何らかの理由で伝来したものです。それだけにナマの史料、第一次史料といえますが、当事者以外の者が読んでも読解が困難な場合が少なくありません。当時の文字表記、文章表現、物品としての用途・機能・使用方法を規定した当時の制度、社会のあり方を理解しないと、記載内容から歴史理解に必要な情報を汲み取ることができない性質の史料といえます。古代の基本史料や法制史料の研究と相まって、出土文字資料が活用できることとなります。

(執筆者) 高橋 明裕

Column
遺跡調査報告書
—考古図版の作り方、
使い方、読み取り方—

発掘調査は遺跡の解体 遺跡発見の記事が朝刊のトップを飾り、大勢の人たちが発掘調査現場で調査員の説明に聞き入る様子がテレビで放映されることもめずらしくなりました。そこには、長年の眠りから覚め、眼前に現れた遺構や遺物に目を輝かせる人々の姿が映し出されています。また、その場所で繰り広げ

られたいしえの出来事や、歴史上の人物に思いをはせ、ときには興奮した面持ちで歴史ロマンを語る参加者の姿を通して、視聴者にもその感動が伝わります。しかし、発掘調査は、大地に刻まれた遺構を掘り返し、そこに埋まっていた土器や石器などの遺物を取り上げることです。すなわちそれは、遺跡を解体してい

るわけで、元通りに埋め戻すことはできません。二度と同じ場所と同じ遺跡の調査を行なうことはできないのです。こうしたことから、発掘調査を行なう場合は、明確な目的をもってその目的に即した必要な範囲を、適切な手順とより精度の高い方法で調査し、できる限り詳細な記録を作成することが求められます。

発掘調査報告書の作成 発掘作業と、その後続く整理作業までの発掘調査全般の成果をまとめたものが「発掘調査報告書」です。報告書に記載される内容は、調査の経過と方法、発掘作業で出土した遺構・遺物の記録、そして整理作業を含めた発掘調査で得られた成果などで、発掘調査の公式記録ということになります。そして、一般的には次のような項目で編集されます。

- 一、調査に至る経過
- 二、発掘作業の経過
- 三、整理作業の経過
- 四、遺跡の位置と環境
- 五、調査の方法
- 六、層序そうじゆ
- 七、遺構
- 八、遺物
- 九、総括

特に、二度と同じ場所で同じ遺跡の発掘調査を行なうことができないことから、調査に至る経過とその目的、さらにその目的を達成するためにとられた方法を明確にすることは、必須の項目になります。

さらに、発掘作業・整理作業によって得られた学術的な成果については、作業を通して作成された図表や写真などの記録とともに、観察や検討のうえ歴史的な位置付けを行ない、学術的な水準に即したかたちで報告することが求められます。取り上げた出土遺物などの実物資料とともに、遺構や遺物の図表、写真等の記録、観察及び検討結果は、その後の学術研究にも利用されます。

報告書に掲載する図版の作成 調査の経過や方法、遺構・遺物等の観察結果や総括などの記述とともに、調査成果の記録として欠かせないのが発掘作業及び整理作業で作成される各種の図面類です（二七頁に図版例掲載）。

報告書には、まず、遺跡の位置を特定するための地図が必要になります。さらに、周辺を含めた地形を読みとることができる地形図や、周辺の遺跡の分布状況がわかる遺跡分布図などが必要に応じて掲載されます。

次に、調査地の範囲や調査区の配置、検出した遺構の配置を示す測量図や平面図、遺跡の層序を示す土層断面図や土層柱状図ちゅうじょうず、遺物出土状況などを記録した詳細な平面図、断面図、見通し図など、発掘作業で作成される各種の図面類が掲載されます。報告書の体裁、本文の記述順序や内容にあわせて、向きや縮尺を考慮してレイアウトします。また、整理作業で作成した遺物実測図等についても、本文の記述に即して配置します。

遺物の記録作成 それでは遺物の実測図について少し詳しく見てみましょう。ここでは、時代や場所、遺跡の性格を問わず、数多く、普遍的に出土する土器を例に紹介します。

土器を詳細に観察し、計測により図化し、記録する作業が「実測作業」です。手作りされる土器はそれぞれ個性的で、その詳細な内容を伝えるために実測図は欠かせません。実測図はスケッチとは異なります。計測にもとづく正確さと、製作技法や使用痕跡などの観察結果の記入が重要なポイントです。

実測図は、立体的な土器を平面的な図で表現しなければならぬことから、基本的な約束事がいくつかあります。作業は、まず報告書に掲載する実測図を選ぶことから始まります。同じ遺構や同じ層位から出土した遺物はなるべくまとめて掲載し、材質や種別ごとにわけて、本文の記述に即して配列するよう心がけます。

次に、実測図を報告書に掲載する縮尺の二倍（土器の場合、四分の一に縮小して掲載することが多いため、その二倍の二分の一）に「ピーシ」、全体のバランスや間隔を整えて貼り付けることで、レイアウトされた遺物図版ができあがります。

遺物図版のレイアウトができれば、あとは一点ずつトレースし、印刷用の版下はんしたに仕上げます。トレースにあたっては、報告書全体での統一が欠かせません。そのために線の太さや表現方法など細部にわたり事前に調整し、決められた規格に則ってトレースすることが必要です。

このようにしてできあがった印刷用版下の上に薄いトレーシングペーパーをかけて、そこに色鉛筆などで、図のタイトルや図中に入れ込む文字の字体・大きさ、トリミング、倍率などの指定を行ない、本文、写真図版などとともに入稿します。また、最近では、図面をデジタル化して入稿する場合もあります。その際特に注意することは、細線などがかすれたり、とんだりしないよう高解像度でスキャンしたデータを、汎用性の高いソフトウエアで編集することが望ましいとされています。こうして印刷所に入稿した原稿は、二回程程度の校正を経て印刷・製本され、報告書が刊行されます。

発掘調査報告書の保存と活用 発掘調査報告書は、失われた遺跡の記録として将来にわたり保存、活用されることとなります。

近年、急速に発達したデジタル技術は、発掘作業に

ります。たとえば、中軸線を境に、左側に土器の外面に施された文様や製作時の成形、調整や使用の痕跡などを、右側には土器の断面を表示して、土器の厚みや製作時の粘土の接合、貼り付け痕跡などを表現し、さらに土器内面に残る製作時の成形、調整や使用の痕跡などを描き込みます。表現しにくい部分は、展開図や部分図を付加するなどしてこれを補います。さらに、土器の胎土たんど（使用された粘土の粗密や含まれる鉱物など）、焼成具合、色調を記述します。また、観察結果や気付いた点で図に表現することが困難なものは、注記することで補足します。

特に文様や製作技法を顕著に示す部分など、「拓本」を採取して実測図に付加する場合もあります。

このように、実測図は土器の情報が凝縮された解説図であり、そのためには、必ずしもありのままを描写するのではなく、模式的に簡潔でわかりやすく表現する方法がしばしばとられます。また、研究の進展にともない、観察すべき視点やそれを表現する手法も変化してきます。

それでは、なぜここまで詳細に土器を観察し、実測図を作成する必要があるのでしょうか。それは、土器が時間、地域を越えて、遺跡からもしっかりと普遍的に出土する遺物であり、遺跡・遺構の年代を示す「ものさし」として欠かせない資料だからです。また、土器の形や作り方の変化、他地域からの土器の移動を調べること、時代背景や技術伝播、物資流通の様相などの各種情報を読み解くこともできます。

弥生土器を例にあげると、土器の形のほか、土器の表面に施された複数の直線文様がヘラ状の工具で一本ずつ描かれたか、それともクシ歯状の工具で数本の線おける測量や写真などの記録作成のほか、整理作業、報告書作成作業や調査成果の公開・活用など多方面において、利用が進められています。デジタル技術はまさに日進月歩の状態であり、今後もデジタル化の傾向はさらに増すものと考えられます。しかし、現状のデジタルデータの記録媒体では、必ずしも半永久的な保存が可能な状態にはなっていません。また、記録媒体の規格変更や製造中止などによって、蓄積したデータが利用できなくなるおそれもあります。このように、現状のデジタル技術が大きな問題をももっていることを十分に認識したうえで、活用を進めることが求められます。

こうしたことから、報告書の性格を考えあわせると、現状ではいくつかの問題が指摘されるデジタルデータのだけではなく、紙媒体による印刷物として、当該地域の図書館・博物館をはじめとする社会教育施設、大学等の研究機関、自治体等の関係機関に広く配布し、保管、活用することが望ましいとされています。

（参考文献）

- 国立文化財機構奈良文化財研究所編、文化庁文化財部記念物課監修『発掘調査のてびき―整理・報告書編―』（同成社、二〇一〇）
- 潮見浩『図解 技術の考古学』（改訂版、有斐閣、二〇〇〇）
- 江坂輝彌監修『考古実測の技法』（考古学ライブラリー26、ニユー・サイエンス社、一九八四）

（執筆者） 益田 日吉

により記録します。

図版の作成 それでは遺物図を例に、報告書に掲載するまでの作成手順について詳しく紹介しましょう。

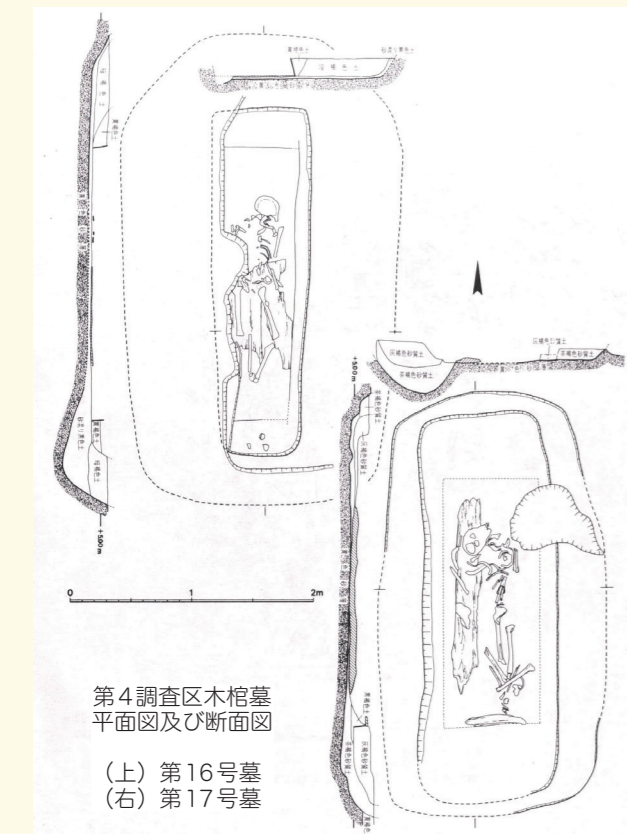
右の図は、報告書に掲載された田能遺跡第4調査区遺構平面図の一部です。報告書には150分の1の縮尺で掲載されています。遺構平面図からは、調査区全体に溝や大小の無数の穴が重なり合うように検出されたことがわかります。

西及び南は調査区外のため全容は明らかではありませんが、第4調査区平面図の左下、逆L字状に巡る幅約2～3mの溝で北辺と東辺を区切られた区画のなかに赤色で表示されているのが、前頁に掲載した写真の16号墓と17号墓です。

首飾りを身に着けた男性が埋葬されていた16号墓と左手首に腕輪を着けた男性が埋葬されていた17号墓は、大きめの穴を掘ってその中に木棺に納め、丁寧に埋葬されていましたが、弥生時代になって採用される「方形周溝墓」と呼ばれる、溝を方形に巡らしその中央部に墓坑が設けられる形式の墓であったことが、調査後の整理作業及び平面図等の検討から明らかになりました。



左の図は、33分の1の縮尺で報告書に掲載された16号墓と17号墓の平面図及び断面図です。この図は、上に掲載した小縮尺の調査区平面図では表現できない遺構の詳細を大縮尺の平面図と二方向の断面図によって記録したもので、重要遺構である木棺墓の規模、構造、弥生人の埋葬方法等を知ることができます。



また、16号墓から発見された632個の管玉は、1点1点番号を付けて取り上げられました。その際の記録として作成された管玉出土状況実測図も、3分の1の大縮尺で報告書に掲載されています。

このように、調査区全体を測量した調査区平面図のほか、主要な遺構についてはさらに詳細な平面図と断面図、遺物の出土状況を記録した出土状況実測図などが発掘作業時に作成されます。

発掘作業で作成された各種図面類はトレースされ、発掘調査の記録として報告書に掲載されます。

発掘調査の記録として報告書に掲載されます。

発掘調査の記録として報告書に掲載されます。

遺跡調査報告書に掲載される図版の例

『田能遺跡発掘調査報告書』(尼崎市文化財調査報告第15集、尼崎市教育委員会、1982)より

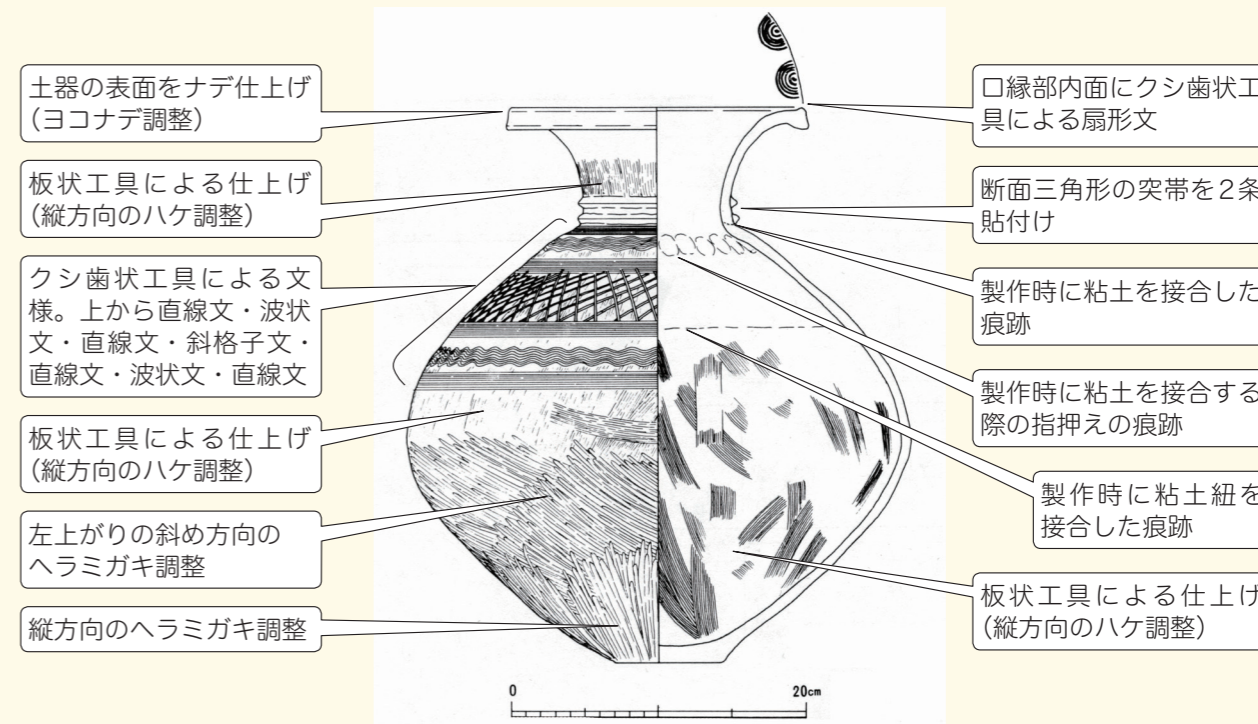
右の写真は、田能遺跡第4調査区から出土した弥生土器です。その形とともに、表面にクシ歯状工具で施された文様などの装飾は、兵庫県南東部地域の典型的な弥生時代中期の壺です。この壺は発掘されたとき、既に割れていて欠けた部分もありましたが、整理作業により割れた破片をつなぎ合わせ、欠けた部分は石膏で補い、元の姿に復元されています。



この土器の実測図が下の図です。報告書には4分の1の縮尺で掲載されています。

中軸線を境に、左側に土器の外面に施された文様や製作時の成形、調整技法が、右側には土器の断面を描くことで厚さを示し、製作時の粘土の接合、貼付け痕跡などが表示されています。また、土器内面に残る製作時の成形、調整技法が表現され、さらに表現しにくい口縁部内面に施された文様が展開図で付加されています。

これを具体的に見てみますと次のとおりです。



第4調査区第16・17号墓、第5・6溝(西から)

田能遺跡のメインの調査区となった第4調査区を西から撮影した写真です。

詳細な遺構平面図を作成するために、遣り方と呼ばれる杭と横木が調査区の端に柵のように巡らされているのが見えます。

右下に四角く掘られているのは弥生人が埋葬されたお墓です。手前が16号墓、奥が17号墓です。16号墓に埋葬されていた男性の胸部からは632個の碧玉製管玉が見つかり、首飾りを着けていたようです。また、17号墓に埋葬されていた男性は左手首に白銅製の釧(腕輪)を着けていました。